

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和2年5月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市柞田土地改良区	農地耕作条件改善事業 (ほ場整備事業)	油井北側地区	令和元年7月31日
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	西谷川地区	令和2年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	有広地区	令和2年1月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	中嶋地区	令和2年3月25日
三豊干拓土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	三豊干拓地区	令和2年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	干拓5号地区	令和2年3月27日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	干拓10号地区	令和2年3月27日
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業)	一ノ谷池地区	令和2年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業)	原下川地区	令和2年2月28日